

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十九号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第二十六条の二 (略)</p> <p>一 期末手当基準日前一箇月以内に退職した職員で、期末手当基準日までの間に、給与条例の適用を受けることとなったもの、企業職員等となったもの又は特別職の職員となつたもの(非常勤である者)は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。次号において同じ。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 期末手当基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員でその退職し、又は死亡した時が休職中、専従許可の有効期間中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、二号介護休暇中、大学院修学休業中、無給派遣中又は停職中であつたもの及び育児休業をしている職員のうち給与条例第二十一条の三第一号に規定する職員以外の職員であつたもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第二十七条の二 給与条例第十八条の四第一項後段に規定する「人事委員会規則で定める職員」及び給与条例第二十一条第七項ただし書の規定により勤勉手当を支給されない職員は、その退職し、又は死亡した時が休職中、専従許可の有効期間中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、二号介護休暇中、大学院修学休業中、派遣中又は停職中であつたもの及び育児休業をしている職員のうち給与条例第二十一条の三第二号に規定する職員以外の職員であるもの並びに第二十六条の二第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する職員</p>	<p>(期末手当) 第二十六条の二 (略)</p> <p>一 期末手当基準日前一箇月以内に退職又は失職した職員で、期末手当基準日までの間に、給与条例の適用を受けることとなったもの、企業職員等となったもの又は特別職の職員となつたもの(非常勤である者)は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。次号において同じ。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 期末手当基準日前一箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員でその退職し、若しくは失職し、又は死亡した時が休職中、専従許可の有効期間中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、二号介護休暇中、大学院修学休業中、無給派遣中又は停職中であつたもの及び育児休業をしている職員のうち給与条例第二十一条の三第一号に規定する職員以外の職員であつたもの</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第二十七条の二 給与条例第十八条の四第一項後段に規定する「人事委員会規則で定める職員」及び給与条例第二十一条第七項ただし書の規定により勤勉手当を支給されない職員は、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した時が休職中、専従許可の有効期間中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、二号介護休暇中、大学院修学休業中、派遣中又は停職中であつたもの及び育児休業をしている職員のうち給与条例第二十一条の三第二号に規定する職員以外の職員であるもの並びに第二十六条の二第一項第一号又は第二号のいずれかに</p>

とする。
2・3 (略)

かに該当する職員とする。
2・3 (略)

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員以外の地方公務員等としての引き続き た在職期間の計算)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 他の地方公共団体又は特定地方独立行政 法人(以下「地方公共団体等」という。) で、退職手当に関する規定又は退職手当の 支給の基準において、当該地方公共団体等 以外の地方公共団体若しくは特定地方独立 行政法人の公務員又は一般地方独立行政法 人(地方独立行政法人法第八条第一項第五 号に規定する一般地方独立行政法人をいう。 以下同じ。)、地方公社(条例第八条第二 項に規定する「地方公社」をいう。以下同 じ。) 若しくは公庫等(国家公務員退職手 当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七 条の二第一項に規定する公庫等をいう。 以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法 人等」という。)に使用される者(役員及 び常時勤務に服することを要しない者を除 く。以下「一般地方独立行政法人等職員」 という。)が、任命権者又は一般地方独立 行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給 されないで、引き続き当該地方公共団体 等の公務員となつた場合に、当該地方公共 団体等以外の地方公共団体若しくは特定地 方独立行政法人の公務員又は一般地方独立 行政法人等職員としての勤続期間を当該地 方公共団体等の公務員としての勤続期間に 通算することと定めているものの公務員(以 下「特定地方公務員」という。) が、任命権者の要請に応じ、引き続き一般地方 独立行政法人又は地方公社で、退職手当(こ れに相当する給与を含む。以下この条にお いて同じ。) に関する規程において、地 方公務員又は他の一般地方独立行政法人等 職員が、任命権者又は一般地方独立行政法 人等の要請に応じ、退職手当を支給されな い で、引き続き当該一般地方独立行政法 人又は地方公社に使用される者となつた場 合に、地方公務員又は他の一般地方独立</p>	<p>(職員以外の地方公務員等としての引き続き た在職期間の計算)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 他の地方公共団体又は特定地方独立行政 法人(以下「地方公共団体等」という。) で、退職手当に関する規定又は退職手当の 支給の基準において、当該地方公共団体等 以外の地方公共団体若しくは特定地方独立 行政法人の公務員又は一般地方独立行政法 人(地方独立行政法人法第三条第三項に規 定する一般地方独立行政法人をいう。以下 同じ。)、地方公社(条例第八条第二項に 規定する「地方公社」をいう。以下同じ。) 若しくは公庫等(国家公務員退職手当法 (昭和二十八年法律第八十二号)第七条 の二第一項に規定する公庫等をいう。以下 同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等 」という。)に使用される者(役員及び常 時勤務に服することを要しない者を除く。 以下「一般地方独立行政法人等職員」とい う。)が、任命権者又は一般地方独立行政 法人等の要請に応じ、退職手当を支給され ないで、引き続き当該地方公共団体等の 公務員となつた場合に、当該地方公共団体 等以外の地方公共団体若しくは特定地方独 立行政法人の公務員又は一般地方独立行政 法人等職員としての勤続期間を当該地方公 共団体等の公務員としての勤続期間に通算 することと定めているものの公務員(以下 「特定地方公務員」という。) が、任命権者の要請に応じ、引き続き一般地方 独立行政法人又は地方公社で、退職手当(こ れに相当する給与を含む。以下この条にお いて同じ。) に関する規程において、地方公 務員又は他の一般地方独立行政法人等職員 が、任命権者又は一般地方独立行政法人等 の要請に応じ、退職手当を支給されないで、 引き続き当該一般地方独立行政法人又は 地方公社に使用される者となつた場合に、 地方公務員又は他の一般地方独立行政法人</p>

<p>政法人等職員としての勤務時間を当該一般 地方独立行政法人又は地方公社に使用され る者としての勤続期間に通算することと定 めているものを使用される者（役員及び常 時勤務に服することを要しない者を除く。 以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人 職員」又は「特定地方公社職員」という。 ）となるため退職し、かつ、引き続き特定 一般地方独立行政法人職員又は特定地方公 社職員として在職した後引き続き続いて再び特 定地方公務員となるため退職し、かつ、引 き続き職員以外の地方公務員として在職し た後更に引き続きいて職員となつた場合にお いては、先の職員以外の地方公務員として の引き続きいた在職期間の始期から後の職員 以外の地方公務員としての引き続きいた在職 期間の終期までの期間</p> <p>三一七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(条例第十条第一項に規定する人事委員会規 則で定めるもの) 第九条の二 (略) 一・二 (略)</p> <p>三一五 (略)</p>
<p>等職員としての勤務時間を当該一般地方独 立行政法人又は地方公社に使用される者と しての勤続期間に通算することと定めてい るものを使用される者（役員及び常時勤務 に服することを要しない者を除く。以下そ れぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」 又は「特定地方公社職員」という。）とな るため退職し、かつ、引き続き特定一般地 方独立行政法人職員又は特定地方公社職員 として在職した後引き続き続いて再び特定地方 公務員となるため退職し、かつ、引き続き 職員以外の地方公務員として在職した後更 に引き続きいて職員となつた場合においては、 先の職員以外の地方公務員としての引き続 いた在職期間の始期から後の職員以外の地 方公務員としての引き続きいた在職期間の終 期までの期間</p> <p>三一七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(条例第十条第一項に規定する人事委員会規 則で定めるもの) 第九条の二 (略) 一・二 (略) 三 地方公務員法第二十八条第四項の規定に よる失職(同法第十六条第一号に該当する 場合に限る。)をした者 四一六 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後

様式第1号の10 (第7条関係)
(表面)

広島県職員退職票						
① _____年 ____月 ____日交付						
退職 した 職員	②氏名		③性別	男・女	④生年月日 及び年齢	____年 ____月 ____日 ____満 ____歳
	(略)				(略)	(略)
	⑥就職年月日	____年 ____月 ____日	(略)	(略)	(略)	(略)
	⑦退職年月日	____年 ____月 ____日				(略)
(略)						

(裏面) (略)

改正前

様式第1号の10 (第7条関係)
(表面)

広島県職員退職票						
① 平成 ____年 ____月 ____日交付						
退職 した 職員	②氏名		③性別	男・女	④生年月日 及び年齢	____昭和 ____年 ____月 ____日 ____平成 ____満 ____歳
	(略)				(略)	(略)
	⑥就職年月日	平成 ____年 ____月 ____日	(略)	(略)	(略)	(略)
	⑦退職年月日	平成 ____年 ____月 ____日				(略)
(略)						

(裏面) (略)

(別紙)

⑭退職事由 【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記入してください。】			
任命権者等記載欄	退職者記載欄	退職の事由	※公共職業安定所記載欄
		1 (略)	
		2 任命権者からの働きかけ等によるもの	
<input type="checkbox"/>	-----	(1) 懲戒免職等処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(2) <u>地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職又はこれに準ずる退職</u>	
<input type="checkbox"/>	-----	(3) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(4) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(5) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号の規定による免職の処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(6) 職員の退職手当に関する条例第 8 条の 3 第 10 項に規定する認定を受けて同条第 13 項に規定する退職すべき期日に退職	
<input type="checkbox"/>	-----	(7) その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由による退職	
		(略)	

(別紙)

⑭退職事由 【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記入してください。】			
任命権者等記載欄	退職者記載欄	退職の事由	※公共職業安定所記載欄
		1 (略)	
		2 任命権者からの働きかけ等によるもの	
<input type="checkbox"/>	-----	(1) 懲戒免職等処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(2) <u>地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職（同法第 16 条第 1 号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職</u>	
<input type="checkbox"/>	-----	(3) <u>地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職</u>	
<input type="checkbox"/>	-----	(4) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(5) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(6) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号の規定による免職の処分	
<input type="checkbox"/>	-----	(7) 職員の退職手当に関する条例第 8 条の 3 第 10 項に規定する認定を受けて同条第 13 項に規定する退職すべき期日に退職	
<input type="checkbox"/>	-----	(8) その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由による退職	
		(略)	

様式第2号 (第8条関係)
(表面)

広島県職員在職票				
① 年 月 日交付				
退職 した た 職員	(略)		(略)	(略)
	④ 生年月日及び年齢	年 月 日	満 歳	
	(略)			
	⑥ 就職年月日	年 月 日		
	⑦ 退職年月日	年 月 日		
	(略)		(略)	
	(略)			
(略)				

(裏面) (略)

様式第2号 (第8条関係)
(表面)

広島県職員在職票				
① 平成 年 月 日交付				
退職 した た 職員	(略)		(略)	(略)
	④ 生年月日及び年齢	昭和 年 月 日	平成 満 歳	
	(略)			
	⑥ 就職年月日	平成 年 月 日		
	⑦ 退職年月日	平成 年 月 日		
	(略)		(略)	
	(略)			
(略)				

(裏面) (略)

別記様式第三号中「 」 」を「 」 」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後

様式第3号の2 (第9条関係)
(表面)

受給資格者 氏名 変更届 住所			
(略)			
3 生 年 月 日	年 月 日	4 変更年月日	年 月 日
職員の退職手当の支給に関する規則第9条第3項の規定により上記のとおり届け ます。			
年 月 日			
任命権者等様 (高年齢) 受給資格者氏名			
(印)			
(略)			

(裏面) (略)

改正前

様式第3号の2 (第9条関係)
(表面)

受給資格者 氏名 変更届 住所			
(略)			
3 生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	4 変更年月日	平成 年 月 日
職員の退職手当の支給に関する規則第9条第3項の規定により上記のとおり届け ます。			
平成 年 月 日			
任命権者等様 (高年齢) 受給資格者氏名			
(印)			
(略)			

(裏面) (略)

別記様式第四号から別記様式第八号までの様式中「~~イ~~」を「

イ」に改め、別記様式第八号の二

(表面)を次のように改める。

様式第 8 号の 2 (第 16 条関係)

(表面)

公共職業訓練等受講証明書

(必ず裏面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

支給番号			未支給区分 (1 未支給, 空欄 未支給以外)			
待機満了年月日	年 月 日					
支給期間	初日	年 月 日		末日	年 月 日	
認定日数		受講日数		通所日数		寄宿日数
内職(労働日数, 収入額)				円	就業手当支給日数	
1 受講者氏名			2 証明対象期間			年 月
3 訓練受講職種						
4 右のカレンダーに該当する印をつけてください。						
(1)公共職業訓練等が行われなかつた日(日・祝日等) =印						
(2)公共職業訓練等を受けなかつた日のうち						
イ 疾病又は負傷による場合 ○印						
ロ イ以外でやむを得ない理由がある場合 △印						
ハ やむを得ない理由がない場合 ×印						
5 特記事項						
上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) (印)						
6 2 の期間中に就職, 就労, 内職又は手伝いをしましたか。					イ した ロ しない	
7 2 の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。					イ 得た ロ 得ない	
8 寄宿の有無 有 () ・無						
上記のとおり申告します。 また, この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。 年 月 日 任命権者等様 受講者氏名 (印) 支給番号 ()						
※連絡事項						
備考						

別記様式第九号
(表面)
を次のように改める。

様式第9号 (第17条関係)
(表面)

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

				受給資格証番号					
申請者	① 氏 名			②性 別	男・女	③ 生年月日	年 月 日		
診療 担当 者の 証明	④ 傷病の名称及び程度								
	⑤ 初 診 年 月 日	年 月 日							
	⑥ 傷 病 の 経 過	年 月 日 治ゆ, 転医, 中止, 継続中							
	⑦ 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間	年 月 日から		年 月 日まで		日間			
	⑧ 上記のとおり証明する。 年 月 日	診療機関の所在地及び名称				電話番号			
	診療担当者氏名						㊟		
支給 申請 期間	⑨ 同一の傷病により受けることができる給付	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	⑩ ⑨の給付を受けることができる期間	年 月 日から		年 月 日まで		日間			
		年 月 日から		年 月 日まで		日間			
⑪ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から		年 月 日まで		日間				
⑫内職若しくは手伝いをした日 又は収入のあつた日, その額 等を記入してください。		内職又は手伝いをした日 月 月 月 日 日 日		収入のあつた日 月 日 収入額		円 何日分の収入か 日分			
				収入のあつた日 月 日 収入額		円 何日分の収入か 日分			
				収入のあつた日 月 日 収入額		円 何日分の収入か 日分			
職員の退職手当の支給に関する規則第17条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者等様									
申請者氏名 ㊟									
※ 処理欄		支給期間		年 月 日から		年 月 日まで		日間	

別記様式第九号の二から別記様式第十二号の三までの様式中「長」を「」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この人事委員会規則は、令和元年十二月十四日から施行する。
(経過措置)
- 2 この人事委員会規則の施行の前日に退職した者がこの人事委員会規則による改正前の職員の退職手当の支給に関する規則(以下「旧規則」という。)第九条の二第三号に掲げる者に該当する場合には、この人事委員会規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則(以下「新規則」という。)第九条の二に規定する職員の退職手当の支給に関する条例第十条第一項に規定する人事委員会規則で定める者とみなす。
- 3 この人事委員会規則の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。
- 4 この人事委員会規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。